

序章 計画策定にあたって

序章 計画策定にあたって

1.計画策定の背景と目的

湯浅町は、紀伊半島北西部に位置し、自然環境に恵まれた歴史と文化が息づくまちである。

主な産業は商業とサービス業であるが、紀伊水道に臨み温暖な気候から沿岸漁業や柑橘類の栽培も盛んで、湯浅湾で水揚げされる新鮮なアジ、サバなどの魚介類と「有田みかん」などのブランドが全国的に知られており、有田郡における政治経済文化の中心として栄えてきた。

「湯浅」の地名が初めて歴史上の文献に見えるのは、平安時代に入ってからである。古代から港町として機能してきたが、皇族や貴族の間で熊野信仰が高まりを見せると陸路においても要衝となり、熊野参詣における宿所の役目を果たした。中世に入り熊野信仰が武士や庶民の間に広まると、山手を通っていた参詣の道が海寄りの西側に移るとともに町場が発達した。近世には漁業が大きな発展を見せ、優れた操船技術を有した漁民たちが、近海から遠く九州や関東、北海道まで漁場を開拓した。紀州みかんの栽培も始まり、本町の産業の特色が色濃く現れてくる。とりわけ湯浅を特徴づけたのは、鎌倉時代にその起源を遡る醤油の醸造である。紀州藩の保護を受けて湯浅の醤油醸造は興隆し、その歴史から湯浅は「醤油発祥の地」といわれている。今日、近世から近代にかけて醤油醸造が盛んであった一帯には、醸造業関連の町家や土蔵を代表とする伝統的な建造物がよく残されていることから、本町が平成18年（2006）に伝統的建造物群保存地区を決定し、同年、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史ある町並みの維持・整備に努めているところである。

こうした保存のための取組みを進める一方で、少子高齢化の進展による人口減少やライフスタイルの多様化などにより、空き家の増加や新築住宅の建築、道路整備、まちなかの駐車場化等が進み、市街地における町並みの統一性や連続性といった湯浅らしさが失われつつあることも紛れもない事実である。また、集落地域においても、担い手不足による一次産業の矮小化が懸念される。本町においては、国から過疎地域の指定を受けるほどの居住人口の著しい減少と中心市街地における経済活動の空洞化など、コミュニティや生活環境の弱体化に直面していることから、この町に住む誰もがふるさと湯浅に誇りと愛着を持ち、これからもずっと住み続けたいと思えるよう、先人から受け継いだ湯浅固有の歴史文化を活用し、まちやくらしの環境とその魅力を守り高め、住民にとって住みよい安心安全のまちとするための具体的な指針を早急に定める必要がある。

このような中、平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）」が施行された。同法では、歴史的な建造物や古くから伝わる祭りや行事等、その地域固有の風情、情緒、佇まいといった良好な環境（歴史的風致）について、その維持及び向上を図るため市町村が実施する歴史文化を活かした活力あるまちづくりを国が積極的に支援することとされている。

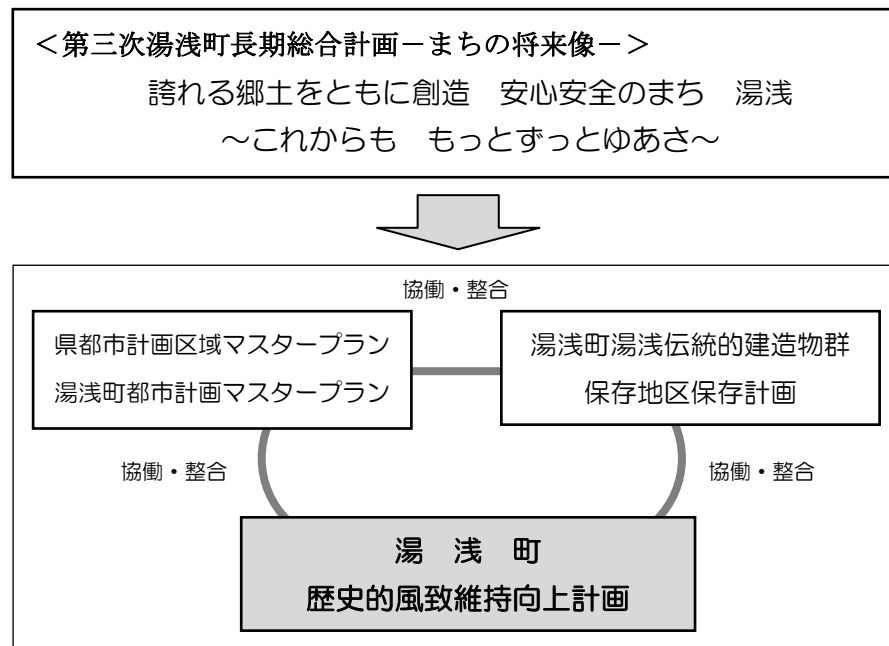
これは、平成23年（2011）に策定した第三次湯浅町長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）のめざす将来像「誇れる郷土をともに創造 安心安全のまち 湯浅」の基本目標である「活力に満ち、賑わいのあるまちづくり」の方向性と合致する。

そこで、本町では、この歴史まちづくり法に基づき、歴史文化と伝統により培われた人々の活動が根付く良好な歴史的風致を貴重な資産と位置づけ、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な指針を示し、歴史的風致の維持向上を図り、地域活性化を推進する「湯浅町歴史的風致維持向上計画」を策定することとした。

2.計画の位置づけ

前述した背景のもと湯浅固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条第2項の規定による事項を記載した湯浅町歴史的風致維持向上計画を策定する。

本計画を長期総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向けた計画の一つとして位置づけ、上位計画と調整・整合を図るとともに、本町が属する有田圏域の都市計画の方針を示す都市計画区域マスタープランを考慮のうえ、町都市計画マスタープランなどの計画も含めて総合的かつ一体的に施策を推進していくことで、より実現性の高いものとする。



3.計画期間

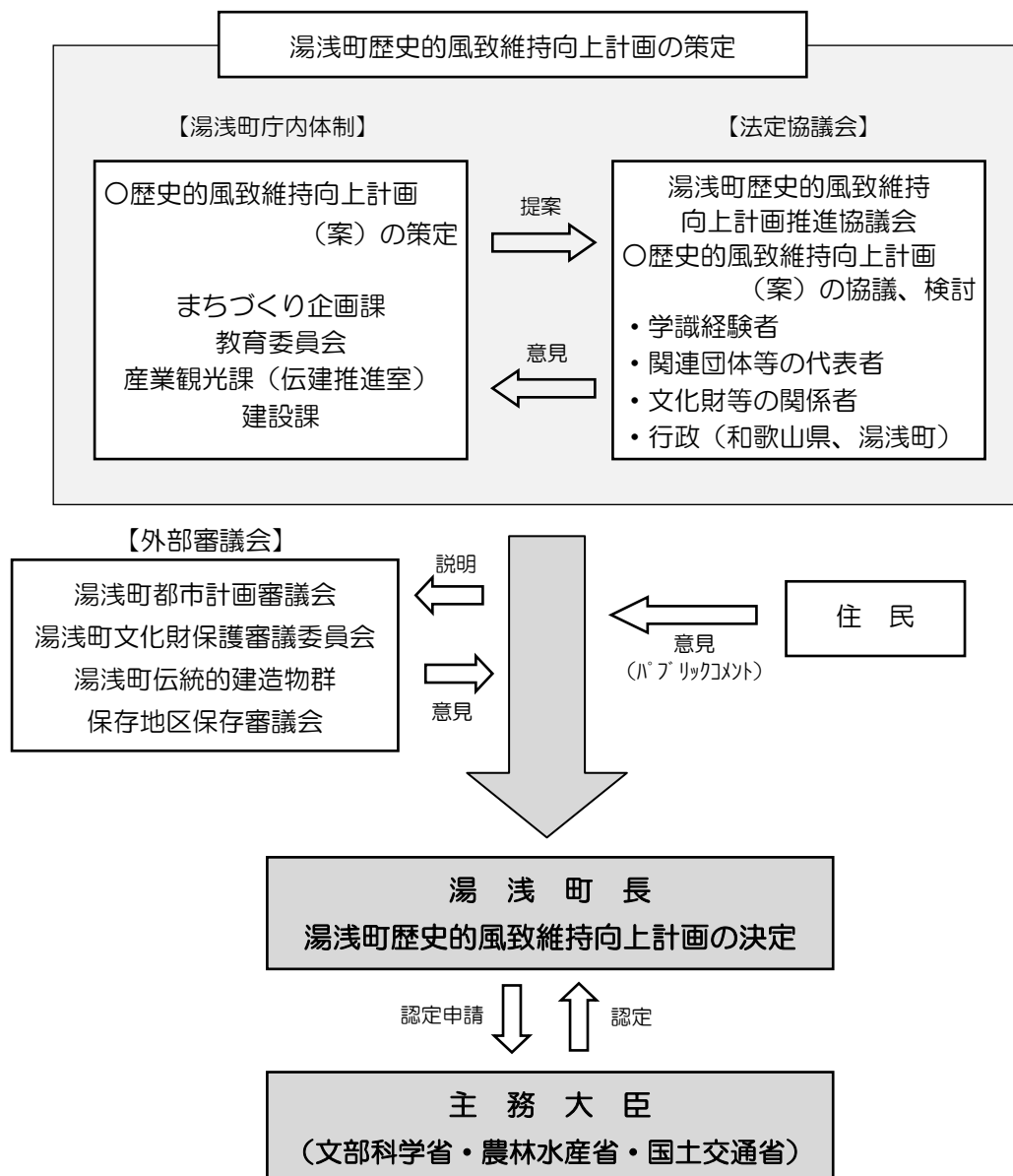
本計画の期間は、平成28年（2016）度から平成37年（2025）度までの10ヶ年とする。

4.計画策定の体制

本計画は、重点区域や文化財等の関係者、学識経験者等で構成する湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会（法定協議会。以下、「推進協議会」という。）での意見を踏まえるとともに、関係機関（国、県）の助言等を受けながら、まちづくり企画課（制度・企画・調整）、教育委員会及び産業観光課伝建推進室（文化財保護）、建設課（計画に基づく各種事業）が主担当となり策定した。

なお、本町においては、文化財保護行政と観光行政との円滑な連携を図るため、文化財保護に関する事務について、町長部局が教育委員会の事務を補助執行している。

本計画の策定体制を下図に示す。



■湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員

氏 名	所 属	備 考
戎 和男	湯浅町文化財保護審議委員長	学識経験者
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	学識経験者
千森 督子	和歌山信愛女子短期大学生活文化学科教授	学識経験者
○ 山本 新平	九度山町教育委員会社会教育指導員	学識経験者
深野 英昭	区長連絡協議会会長	地元関係者
北村 忠治	湯浅町商工会会長	関係団体の代表
前田 芳宏	湯浅町観光協会会長	関係団体の代表
尾崎 定平	まちおこし連絡協議会顧問	関係団体の代表
木下 智之	湯浅伝建地区保存協議会会長	文化財等の関係者
長尾 常民	顯國神社宮司	文化財等の関係者
檜原 誠	國津神社宮司	文化財等の関係者
江川 瑞峰	勝楽寺住職	文化財等の関係者
松本 典久	湯浅町議会議長	住民代表
中 美二	湯浅町副町長	行政関係者
◎ 垣内 貞	湯浅町教育委員会教育長	行政関係者
水上 勇人	和歌山県文化遺産課長	行政関係者
飯沼 宏規	和歌山県都市政策課長	行政関係者
松尾 孝志	和歌山県有田振興局地域振興部長	行政関係者
永田 和之	和歌山県有田振興局建設部長	行政関係者

※「◎」：会長、「○」：副会長

5.計画策定の経緯

推進協議会を4回開催し、湯浅町都市計画審議会、湯浅町文化財保護審議委員会及び湯浅町伝統的建造物群保存地区保存審議会に説明するとともに、3省庁との協議を通じ、構想を練るにあたって必要な助言を受けながら検討・調整を行い策定した。

■計画策定の経過

平成26年（2014）11月	第1回湯浅町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催
平成26年（2014）12月	第2回湯浅町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催
平成27年（2015）2月	第3回湯浅町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催
平成27年（2015）4月	第1回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成27年（2015）8月	第2回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成27年（2015）11月	第3回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成27年（2015）11月～	意見公募（パブリックコメント）の実施
平成27年（2015）12月	第4回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成28年（2016）2月	湯浅町歴史的風致維持向上計画認定申請